

第 1 号議案

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例、 <u>規則</u> （地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び <u>条例に基づく規則</u> （地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和

号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。) 及び要綱(本市が,自己に対して何らかの利益を付与することを求める申出をした相手方との間で行う合意であってその内容の全部又は一部が画一的であるものをするに当たり,本市の機関が,諾否の基準(当該申出に対して応諾するかどうかを判断するための基準をいう。),合意の内容その他当該合意に係る必要な手続を一方的に定めた条項の総体をいう。)をいう。

(2)～(11) [略]

(手続等の周知)

第7条 市長は,本市の機関等がこの条例の規定により手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ,又は行うこととするときは,あらかじめ, その旨をインターネットの利用,印刷物の配布その他の方法により周知するものとする。

27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)をいう。

(2)～(11) [略]

(手続等の告示)

第7条 市長は,本市の機関等がこの条例の規定により手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ,又は行うこととするときは,あらかじめ, その旨を告示するものとする。

附 則

この条例は令和3年4月1日から施行する。

理 由

情報通信技術を活用した行政を推進するに当たり,条例を改正する必要がある

ため。